

バリアフリー法及び関連施策のスパイラルアップに係る 今後の対応の方向性(案)

1. 心のバリアフリーなどソフト施策の推進に向けたあり方

【論点】

- ハード面でのバリアフリー化を進める一方、ハード面の対策に加えて、ソフト対策が重要といった意見があるが、ソフト対策のあり方について、どう考えるか。(総論)

【現状等】

- ・ 現在、2020年度までのバリアフリーの整備目標を定めて関係者が連携して取り組んでおり、例えば、2018年度末時点で、1日当たりの利用者数が3,000人以上の旅客施設における段差の解消率は90.4%(速報値)となっている。
- ・ ソフト対策については、公共交通事業者等に対し、旅客支援や情報提供などの努力義務を課すことにより取組の強化を図ってきた一方で、公共交通事業者等が車椅子の乗車方法に関し十分に習熟していない等の理由から、バリアフリー基準に適合した車両等が適切に提供されない事案が発生。
- ・ また、国土交通省が実施したアンケートでは、高齢者の約8割が車両の優先席を譲られないことが多いと回答する一方、声かけが恥ずかしい等の理由で若者が優先席を譲らないケースも存在するなど、優先席、多機能トイレを含む障害者用トイレ、車椅子使用者用駐車施設等の利用マナーの向上も課題。

【対応の方向性】

- ・ ハード面のバリアフリー化については、2020年度の整備目標の達成に向け取組を推進するとともに、2021年度以降の新たな整備目標について検討。
- ・ 公共交通事業者等や国民など、各関係者におけるソフト対策の取組強化に向けて、法改正を含め検討。

(1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化のあり方

【論点】

- バリアフリー基準に適合した旅客施設や車両等について、公共交通事業者等がその機能を十分に発揮させるための施策のあり方について、どう考えるか。

【現状等】

- ・ バリアフリー法では、旅客施設や車両等の新設等を行う場合には、公共交通事業者等にバリアフリー基準(ハード基準)への適合義務を課しているところ。
- ・ 一方で、公共交通事業者等が車椅子の乗車方法に関し十分に習熟していない等の理由から、バリアフリー基準に適合した車両等が適切に提供されない事案が発生。

【対応の方向性】

- ・ 公共交通事業者等において、バリアフリー基準に適合した旅客施設や車両等に関し、適切な役務の提供を確保するための仕組みについて、検討。

【論点】

- 交通結節点における高齢者、障害者等の移動の連続性に配慮した、公共交通機関の乗継時における情報提供、旅客支援等のあり方について、どう考えるか。

【現状等】

- ・ バリアフリー法においては、各公共交通事業者等に対し、ハード整備の義務・努力義務に加え、情報提供、旅客支援などソフト面について努力義務を課しているところ。
- ・ このような情報提供、旅客支援等については、基本的に各事業者ごとに行っているため、鉄道やバスなど複数の公共交通機関が乗り入れる交通結節点における乗継ぎについては、高齢者、障害者等に分かりやすい情報提供やスムーズな移動支援など事業者間での連携した取組が課題。
- ・ 前回法改正時の附帯決議においても、「高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、接遇を含めた関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講ずること」が求められているところ。

【対応の方向性】

- ・ 交通結節点における高齢者、障害者等の移動の連続性に配慮し、交通事業者等が相互に連携、協力してハード・ソフト両面のバリアフリー化に取り組むことを促す仕組みについて、検討。

【論点】

- ホテル等旅行時に利用する施設については、ハード整備に加え、人的支援を含むバリアフリー情報を事前に知りたいというニーズが特に高いため、ホテルやレストランなど、観光客等が利用する施設に関するバリアフリー情報の提供のあり方について、どう考えるか。

【現状等】

- ・ 一般的に、観光旅客は訪問する土地について不案内なことが多く、十分な情報を持ち合わせていない。
- ・ 特に、高齢者、障害者等が旅行をする場合、バリアフリー化されたホテル、レストラン等が多いことや、事前にホテル、レストラン等に関するバリアフリー情報を収集したいというニーズに対応した情報提供のあり方に課題。

【対応の方向性】

- ・ 宿泊施設や施設内飲食店のバリアフリー改修を補助金で支援。
- ・ ホテル、レストランなど観光客等が利用する施設について、ハード面に加え人的対応などソフト面での取組を含めたバリアフリー情報を提供する仕組みについて、検討。

(2) 国民等に向けた広報啓発の取組推進のあり方

【論点】

- 障害者用トイレやエレベーターなどの整備を進める一方で、これら移動等円滑化が図られた施設・設備の適正な利用を推進するための施策のあり方について、どう考えるか。特に、国、地方公共団体、国民、施設設置管理者が果たすべき役割について、どう考えるか。

【現状等】

- ・ 国土交通省が実施した調査では、高齢者の約8割が車両の優先席を譲られないことが多いと回答する一方、声かけが恥ずかしい等の理由で若者が優先席を譲らないケースも存在。
- ・ また、例えば多機能トイレの機能を必要としない人が着替えや化粧に長時間使っているケースがあるとの指摘があるなど、高齢者、障害者等以外の人々が、近接する一般の施設・設備を利用できるにもかかわらず、多機能トイレや車椅子使用者用駐車施設、エレベーター等の移動等円滑化が図られた施設・設備を利用し、結果として、高齢者、障害者等がこれらの施設・設備を使用できない、又は使用に当たって長時間待たなければならないケースがあるという指摘がある。
- ・ このように、優先席、多機能トイレを含む障害者用トイレ、車椅子使用者用駐車施設、旅客施設のエレベーター等の利用マナーの向上が課題。

【対応の方向性】

- ・ 国土交通省が関係者と連携して実施しているトイレの利用マナー啓発キャンペーン等を継続実施。
- ・ 国、地方公共団体、国民、施設設置管理者それぞれの責務等について、検討。
- ・ 公共交通事業者等による利用者への周知・啓発を促進するため、一定規模の公共交通事業者等が作成・公表する「ハード・ソフト取組計画」の記載項目について、検討。

【論点】

- 心のバリアフリーを含めた、ハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化の推進に向けて、マスタープラン・基本構想制度のあり方について、どう考えるか。

【現状等】

- ・ マスタープラン、基本構想制度は、市町村が中心となり、施設単体ではなく、施設間を結ぶ経路も含めたハード面での面的なバリアフリー化を促進するために設けられた制度。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、近年、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化(ユニバーサルデザインの街づくりと心のバリアフリー)に取り組む「共生社会ホストタウン」が増加しており、市町村による心のバリアフリーの取組が拡大。
- ・ これらの取組が東京大会のレガシーとなるよう、マスタープラン・基本構想において、心のバリアフリーなどソフト面でのバリアフリー化に関する視点を取り込むことが課題。
- ・ また、基本構想に取り組む市町村からは、バリアフリー化の実現もしくはその効果の向上のためには、施設整備を行うだけではなく、心のバリアフリーなどのソフト施策も併せて講ずる必要があるとの声があがっている。

【対応の方向性】

- ・ 市町村によるハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化を促進するため、市町村が作成するマスタープラン、基本構想に心のバリアフリーなどのソフト施策を盛り込むことを促す仕組みについて、検討。

2. 個別施設の更なるバリアフリー化に向けた施設設置管理者等の取組促進のあり方

【論点】

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進する観点から、現行のバリアフリー法の基準適合義務づけ対象の範囲のあり方について、どう考えるか。例えば、
 - ・ 学校は、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒が増加しており、また、災害時における避難所として使用されることも多いが、学校のバリアフリー化のあり方について、どう考えるか。
 - ・ 2,000㎡未満の小規模店舗や飲食店など、バリアフリー基準への適合義務がかからない建築物のバリアフリー化のあり方について、どう考えるか。

【現状等】

- ・ 建築物については、政令で定める延べ床面積が2,000㎡以上の特別特定建築物に対してバリアフリー化を義務付け。
- ・ 学校は特別特定建築物に指定されていないため、バリアフリー化の義務付け対象外となっているが、公立小中学校については、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒がこの10年間で約2倍に増えており、また、近年頻発する災害発生時に避難所として利用される場面も増加。
- ・ 2,000㎡未満の小規模店舗や飲食店は、政令によりバリアフリー化の義務付けがかからないが、地方公共団体が地域の実情に応じ、条例により義務付け対象となる規模を引き下げることができる仕組みとなっており、現在、8都府県6市区において、店舗を対象に条例で義務付け対象となる規模の引き下げが行われている。
- ・ 前回法改正時の附帯決議においても、
「災害時の指定緊急避難場所等となる学校施設等については、体育館だけではなく校舎も含めた一層のバリアフリー化に向けて、必要な措置を講じること」
「地方公共団体は地域の実情に応じて、2,000㎡未満の小規模店舗について、バリアフリー化の基準適合義務を条例により課すことが可能であることを踏まえ、その一層の促進を図るため、政府としても小規模店舗のバリアフリー化の実態把握に努めるとともに、ユニバーサルデザイン化に向けて所要の措置を講じること」
が求められているところ。

【対応の方向性】

- ・ 学校のバリアフリー化のあり方について、関係省庁とともに検討。
- ・ 2,000㎡未満の小規模店舗のバリアフリー化について、地方自治体に委任条例の策定を引き続き促すとともに、昨年度実施した小規模店舗等のバリアフリー化の実態調査の結果を踏まえ、業を所管する関係省庁と連携して、バリアフリー化を推進。